

令和8年4月1日より

交通反則通告制度

自転車の違反に青切符が導入



青切符(交通反則通告制度)とは…

運転者が比較的軽微な交通違反をした場合、一定期間内に反則金を納めると、刑事手続を受けないで事件が処理される制度。

例



携帯電話使用等
(保持)
12,000円

【対象】
16歳以上
113の反則行為



信号無視
6,000円



車道の右側通行
6,000円



一時不停止
5,000円



公安委員会
遵守事項違反
5,000円

違反手続の流れ

軽微な違反
(交通反則通告制度対象)

悪質な違反
(交通反則通告制度の対象外)

青切符を交付

赤切符を交付

8日以内に
反則金を納付

する

しない

交通反則通告
センターに出頭し、
反則金納付の通告
を受ける

11日以内に
反則金を納付

する

しない

手続終了

刑事手続へ
有罪なら前科
(拘禁刑・罰金等)

一定の危険な行為を3年以内に2回以上繰り返すと自転車運転者講習の受講が命ぜられます(受講しない場合は、5万円以下の罰金)。



「飲酒運転」や「妨害運転」等、特に悪質な違反行為は、交通反則通告制度の対象外のため従来通り赤切符を受け、刑事手続となります。

事務局:京都府交通対策協議会 TEL:075-414-4367

共催:一般社団法人京都府トラック協会



自転車の交通ルール

自転車は手軽で大変便利な乗り物ですが、その一方で交通ルールの軽視や無謀な運転が問題となっているほか、自転車が加害者となる交通事故も発生しています。

自転車は車両（軽車両）です。交通ルールを遵守し、相手を傷つけない、自分も傷つかない、思いやりを持った安全な運転を心がけましょう！

自転車安全利用五則



- 1 車道が原則、左側を通行
歩道は例外、歩行者を優先
- 2 交差点では
信号と一時停止を守って、安全確認
- 3 夜間はライトを点灯
- 4 飲酒運転は禁止
- 5 ヘルメットを着用



※ 令和4年11月1日中央交通安全対策会議交通対策本部決定

京都府警察